

指定障害者支援施設	施設長様
指定障害福祉サービス事業所	管理者様
指定障害児通所支援事業所	管理者様
指定相談支援事業所	管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課
障 害 者 福 祉 課 長

緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等（通所・短期入所等に限る。）の
対応について（通知）

日頃より障害者福祉行政にご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、緊急事態宣言を実施すべき区域として福岡県が公示されました。

久留米市内の指定障害福祉サービス事業所等（通所・短期入所等に限る。）におかれましては、下記の通りご対応いただきますよう、お願いいたします。

なお、指定障害児通所支援事業所については、「新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（令和2年4月3日付久留米市健康福祉部障害者福祉課事務連絡）に基づくご対応をお願いいたします。

記

1 感染拡大の防止

利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにしてください。

利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要があります。ただし、この場合においても、特に支援が必要な利用者に対して必要な支援が提供されるよう、当該利用者の支給決定市町村及び相談支援事業所等と連携し、適切なサービス提供を確保してください。

なお、事業所を休業する場合は、久留米市障害者福祉課へご一報ください。

2 独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用

独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した障害福祉サービス事業所等に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っています。

3 雇用調整助成金の活用

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために労働者を休業させて雇用の維持を図った場合には、雇用調整助成金による支援が受けられます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症に係る特例について、3月28日に公表されている更なる拡充措置が今後施行される予定です。

<問合わせ>

久留米市 健康福祉部障害者福祉課

(担当：松瀬・野口・師岡・中島)

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話 0942-30-9035

F a x 0942-30-9752

E-mail fukushi@city.kurume.fukuoka.jp